人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行令をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年十一月十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百八十号

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行令

内閣は、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成二十八年法律第七十六号）第四十六条及び第四十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（補償金の返還）

第一条　内閣総理大臣は、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（以下「法」という。）第四十六条の規定により、補償金を支払った日から一年以内に、当該補償金の額に相当する金額を返還させるものとする。

（業務の委託）

第二条　政府が法第四十八条第一項の規定により委託することができる業務は、次に掲げる業務とする。

一　補償金の支払の請求の受付

二　ロケット落下等損害を打上げ実施者が賠償することにより生ずる損失の金額に関する調査

三　前二号に掲げるもののほか、補償金の支払に関する業務（補償金の額の決定を除く。）で内閣府令で定めるもの

2　前項に定めるもののほか、法第四十八条第一項の規定による委託に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、法の施行の日から施行する。

（都市計画法施行令の一部改正）

2　都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第三十号中「第十八条第一項第一号」を「第十八条第一項第一号」に改める。

（保険業法施行令の一部改正）

3　保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十六条中「平成二十三年法律第十七号」の下に「、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成二十八年法律第七十六号）」を「第十三条」の下に「、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第二条第九号」を加える。

第三十七条の四の五中「）、犯罪による収益の移転防止に関する法律」の下に「、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律」を加え、「第十二条、相続税法施行令」を「第十二条、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第二条第九号、相続税法施行令」に改める。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年十一月十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百八十一号

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（平成二十八年法律第七十七号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律の施行期日は、平成二十九年十一月十五日とする。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年十一月十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百八十二号

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令

内閣は、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（平成二十八年法律第七十七号）第二条第五号及び第七号、第五条第一号、第十八条第三項並びに第二十一条第三項第一号イの規定に基づき、この政令を制定する。

（法第二条第五号の政令で定める国の機関）

第一条　衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（以下「法」という。）第二条第五号の政令で定める国の機関は、内閣官房及び経済産業省（資源エネルギー庁、特許庁及び中小企業庁を除く。）とする。

（法第二条第七号の政令で定める国若しくは地方公共団体の機関又は外国の政府機関）

第二条　法第二条第七号の政令で定める国又は地方公共団体の機関は、第一号に掲げる国の機関又は第二号に掲げる地方公共団体の機関であって、法第二十条の規定により衛星リモートセンシング記録保有者が衛星リモートセンシング記録の安全管理のために講ずることとされる措置に相当する措置を講じているものとする。

一　次に掲げる機関

イ　衆議院事務局、参議院事務局、裁判官弾劾裁判所事務局、裁判官訴追委員会事務局及び国立国会図書館（その内部組織のうち国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）に規定する図書館奉仕の提供に係る事務を取り扱うものを除く。）

ロ　別表第一に掲げる行政機関及び検察審査会

ハ　最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所

二　都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合及び財産区の機関。

2　法第二条第七号の政令で定める外国の政府機関は、アメリカ合衆国、カナダ、ドイツ及びフランスの政府機関とする。

（法第五条第一号及び第二十一条第三項第一号イの政令で定める法律）

第三条　法第五条第一号及び第二十一条第三項第一号イの政令で定める法律は、別表第二に掲げる法律とする。

（法第十八条第三項の政令で定める公益上の必要）

第四条　法第十八条第三項の政令で定める公益上の必要は、別表第三に掲げる場合の必要とする。

附　則

この政令は、法の施行の日（平成二十九年十一月十五日）から施行する。

別表第一（第二条関係）

内閣府
公正取引委員会
国家公安委員会
警察庁
金融庁
総務省
消防庁
法務省
検察庁
公安審査委員会
公安調査庁
外務省
財務省
国税庁
文部科学省
スポーツ庁
文化庁
厚生労働省
農林水産省
林野庁
水産庁
資源エネルギー庁
中小企業庁
国土交通省
気象庁
海上保安庁
環境省
原子力規制委員会
防衛省
防衛装備庁
会計検査院